

令和6年横審第48号

裁 決

遊覧船A水上オートバイB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官畠中充出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年7月27日13時05分

山梨県河口湖

2 船舶の要目

船種船名 遊覧船A 水上オートバイB

総トン数	0.1トン
登録長	4.75メートル
機関の種類	電気点火機関
出力	147キロワット

3 事実の経過

Aは、操縦区画を船体ほぼ中央部に配置するF R P製遊覧船で、同区画前部右舷寄りに操縦ハンドル、その前方に風防、同ハンドル右舷側に機関遠隔操縦レバーをそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、旅客3人を乗せ、遊覧の目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和6年7月27日12時50分河口湖東部の桟橋を発し、同湖西部に向かった。

a受審人は、山梨県うの島北方を航過して河口湖西部に至り、13時02分少し過ぎ機関を中立運転として漂泊を始め、旅客に写真撮影を行わせたのちに帰航することとし、13時04分少し過ぎ富士河口湖町所在の標高950メートルの四等三角点一之瀬（以下「一之瀬三角点」という。）から310度（真方位、以下同じ。）620メートルの地点で、船首が062度を向いていたとき、左舷船首16度290メートルのところに、Bを視認することができ、そのまま漂泊を続けていれば、Bが自船の船首方を150メートル隔てて無難に航過する態勢であったが、周囲を一見して航行の支障となる他船がないと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かず、Bを見落としたまま発進し、針路をBの前路に向く096度に定めて增速を始め、手動操舵によって、Bの前路に進出した。

こうして、a受審人は、13時05分僅か前至近に迫ったBに気付いて左舵をとったものの、及ばず、13時05分一之瀬三角点から315度540メートルの地点において、Aは、船首が006度を向

き、9.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）となったとき、その右舷中央部にBの船首が、前方から24度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の東北東風が吹き、視界は良好であった。

また、Bは、最大搭載人員が3人のFRP製水上オートバイで、b受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、遊走等の目的で、船首尾0.4メートルの等喫水をもって、同日12時35分河口湖西部のマリーナを発し、うの島西方沖合に向かった。

b受審人は、前示の沖合に到着して付近で遊走を行い、発航したマリーナ北方の岬の東方沖合で停船し、遊泳を行ったのちに帰航することとし、周囲を一見して航行の支障となる他船がいないと考えて発進し、13時04分僅か過ぎ一之瀬三角点から000度1,050メートルの地点で、針路を210度に定め、27.0ノットの速力で進行した。

b受審人は、13時04分半少し過ぎ一之瀬三角点から336度650メートルの地点に達したとき、右舷船首16度290メートルのところで、その船首方を無難に航過する態勢で漂泊していたAが発進し、自船の前路に進出する状況となったものの、このことを知らないまま続航し、13時05分僅か前同乗者の声で至近にAを目視で認め、どうすることもできず、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは右舷中央部外板に破口等、Bは船首外板に亀裂等をそれぞれ生じ、a受審人が前額部挫創等、Aの旅客1人が右肋骨骨折、b受審人が骨盤骨折等、B同乗者2人が右有頭骨骨挫傷等及び右下腿打撲等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、河口湖において、東行中のAと南下中のBとが衝突したものであり、適用航法について検討する。

本件は、河口湖が山梨県富士五湖水上安全条例の定める水域に該当し、両船が互いに針路を横切る態勢で接近して衝突に至ったことから、同条例第3条第1項第2号の航法の適用が考えられるが、事実の経過で示したとおり、衝突のおそれのある見合い関係が生じたのは、衝突の約15秒前であり、通常の運航方法をもって避航動作をとる十分な時間的、距離的余裕があったとは認められないことから、同条同項同号を適用するのは相当でない。

その他、山梨県富士五湖水上安全条例には、本件に適用されるほかの航法規定がないので、本件は、船舶が通航する際の常識を法律として成文化した海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務を準用して律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、河口湖において、漂泊中のAが、見張り不十分で、Bの前路に向けて至近のところから発進し、Bの前路に進出したことによって発生したものである。

a 受審人は、河口湖において、漂泊中、帰航のために発進する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、周囲を一見して航行の支障となる他船がいないと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、無難に航過する態勢であったBに気付かず、同船の至近のところから発進し、Bの前路に進出して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Aの旅客1人、b 受審人及びBの同乗者2人をそれぞれ負傷させ、自身も負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

b 受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 9 月 30 日

横浜地方海難審判所

審 判 官 米 倉 豪